

## 都市計画法施行条例の一部改正について

### 1 現行制度と法令改正の背景

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、条例で区域、目的又は建築物等の用途を限り指定することにより、特例的に開発行為及び建築物等の新築等（以下「開発行為等」という。）が認められており、県では都市計画法施行条例（以下「条例」という。）において特例的に開発行為等を行うことのできる区域等に係る要件を定めている。

近年、自然災害が頻発・激甚化する中、市街化調整区域内での被害が多発していることから、市街化調整区域における開発許可を厳格化するため、都市計画法（以下「法」という。）及び都市計画法施行令（以下「政令」という。）が改正された（ともに令和4年4月1日施行）。

### 2 法令の改正内容

法第34条第11号に基づき条例で土地の区域を指定する際の基準及び同条第12号に基づき条例で区域を定める際の基準について、災害の防止等の事情を考慮することが法律上明確化されるとともに、政令第29条の9、第29条の10及び第36条第1項第3号ハにおいて、これまで県において除外の対象としていなかった災害イエローゾーンについて、条例で定める特例的に開発行為等を行うことのできる区域から原則として除外することとされた。

#### ■法第34条第11号及び第12号の政令で定める基準（政令第29条の9及び第29条の10（改正後））

現行	改正後
<p>条例で定める区域に、原則として、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【政令第8条第1項第2号】</b>                      ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域 <b>定性的な規定</b>                      ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域                      ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域</p> </div>	<p>条例で定める区域に、原則として、次に掲げる区域を含まない。</p> <p>1号 災害危険区域                      2号 地すべり防止区域                      3号 急傾斜地崩壊危険区域                      4号 土砂災害警戒区域                      5号 浸水被害防止区域 ※1                      6号 浸水想定区域 ※2                      7号 その他政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</p> <p>※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（R3.5.10公布）により新設された区域                      ※2 国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>災害レッドゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害危険区域</li> <li>・ 地すべり防止区域</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・ 土砂災害特別警戒区域</li> <li>・ 浸水被害防止区域</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>災害イエローゾーン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域を除く。)</li> <li>・ 浸水想定区域</li> </ul> </div> </div>

### 3 条例の改正について

兵庫県土地利用推進検討会での検討結果を踏まえ、住民の生命の安全と経済活動のバランスに配慮しながらまちづくりを推進するため、別紙のとおり条例を改正する。